

2024年1月16日

令和6年能登半島地震に関する掛金納付の特例措置について

このたびの令和6年能登半島地震で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

確定拠出年金（以下「DC」）の掛金納付に関する特例措置につきまして、概要をお知らせいたします。

1. 企業型DC

対象地域に所在地を有する企業型DCの実施事業所の事業主掛金等の納付期限の延長を以下のとおり行います。

① 特例措置の対象地域

富山県、石川県

② 特例措置の対象となる掛金

令和6年1月1日以降に納付期限が到来する以下の事業主掛金および加入者掛金

- ・ 対象地域に所在地を有する実施事業所の事業主が納付する事業主掛金
- ・ 対象地域に住所を有する企業型DC加入者、または対象地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して納付する企業型DC加入者が納付する加入者掛金

詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

厚生労働省のホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37351.html

③ お問い合わせ先

特例を適用する必要がある場合には、弊社までご相談ください。

資産形成サポート部 03-5326-1416

営業時間：(平日)AM9:00～PM5:00



2. 個人型DC (iDeCo)

対象地域にお住いの個人型DC加入者に係る加入者掛金および中小事業主掛金の納付が困難な場合、お申し出により、掛金納付の一時停止および納付再開時の一括納付が可能となります。

① 特例措置の対象

- ・ 富山県または石川県に住所を有する個人型DC加入者
- ・ 第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が富山県または石川県に住所を有する場合、当該第2号個人型DC加入者
- ・ 富山県または石川県に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主

② 特例措置の対象となる掛金

申出日以降に納付日が到来する加入者掛金または中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国民年金基金連合会が別に定める日の前日までに納付するもの

詳細については、国民年金基金連合会のホームページをご参照ください。

iDeCo 公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp/news/>

③ お問い合わせ先

特例を適用する必要がある場合には、弊社アンサーセンターまでお問い合わせください。

アンサーセンター 0120-401-648

営業時間：(平日)AM9:00～PM6:00、(土)AM9:00～PM5:00

※年末年始、5/3～5/5、メンテナンス日を除く

以上